

現在の暴力団は、暴力団対策法の規制の網を逃れるために組織の姿、形を変えるなど潜在化しています。また、資金活動も従来のノミ行為、みかじめ料、賭博、覚せい剤の密売などの伝統的な資金源から、クライアント企業などを大型工事の二次または三次下請けとして参入させ、工事費などをピンハネするなどして資金を獲得したり、あるいは振り込め詐欺、クレジットカードや通貨の偽造・行使など多様化しています。

暴力団からの被害を防止するためには、暴力団の活動実態や不当要求の手口などを知り、その対応方法を習得しておく必要があります。

暴力団対策法では、事業主等が選任した責任者に対し、不当要求に対する対応方法などについて指導を行うため、各種資料の提供や、指導・助言等の援助を行うことを定めています。

この援助の一環として「不当要求防止責任者講習制度」があります。

#### 申込方法

責任者選任届出書を事業所の所在地を管轄する地元警察署（暴力団対策担当）に提出します。講習の日時や会場等については、開催日のおおむね1ヶ月前に通知が届きます。受講料は無料です。

#### 責任者の業務等

・責任者が行うべき具体的な業務には、次のようなものがあります。

- (1) 事業所における対応体制の整備に関する業務
- (2) 従業員に対する指導教養の実施に関する業務
- (3) 不当要求による被害発生時の被害状況等の調査及び警察への連絡に関する業務
- (4) 暴力団排除組織との連絡に関する業務
- (5) その他の不当要求による被害を防止するための業務

・責任者を選任する事業所の範囲

従業員を雇用する事業所であれば、事業所の大小は問いません。

特に、風俗営業、飲食店営業、銀行その他の金融業、証券業、建設業、不動産業等のように暴力団等からの不当要求を受けやすい業種の事業所は、努めて責任者を選任した方がいいでしょう。

## ・責任者の選任資格要件

特に選任の資格要件はありませんが、事業所の統括業務に携わる者で、不当要求の被害を防止するに相応しい立場の人（例えば総務部長等）を選任すべきです。

## ・責任者の選任届出の手続き

責任者選任届出書を事業所の所在地を管轄する地元警察署（暴力団対策担当）に提出することによって行います。

届出書の様式はホームページからダウンロードできるほか、最寄りの警察署（暴力団対策担当）や警視庁本部（組織犯罪対策第三課）にも備え付けてあります。

## ・責任者講習

責任者講習は、東京都公安委員会の委任事務に基づいて警視庁が行っています。

不当要求防止責任者が、その業務を行ううえで必要な知識及び技能を習得するための講習で、新たに選任された不当要求防止責任者を対象に行われる選任時講習と、おおむね3年に1回行われる定期講習などに分けて行われます。

これらの講習は、講義のほかビデオなどの視聴覚教材を活用するなどして、責任者が暴力団の不当要求による被害を防止するために真に役立つ講習を行います。

## ・責任者講習の内容、指導

責任者が自信を持ってその業務を多角的、効果的に行えるように、次のような内容の講習を行い、受講修了者には、東京都公安委員会から修了書が交付されます。

- (1) 暴力団の活動実態
- (2) 不当要求の手口
- (3) 不当要求に対する対応方法（対応の心構え、対応方法など）
- (4) 不当要求を受けた場合の警察などへの連絡方法
- (5) 暴力団対策法の活用要領

以上